

4環第117号  
令和4年4月25日

関係各位

愛媛県県民環境部長  
(公印省略)

「アスベストモニタリングマニュアル」の改訂について (通知)

日頃より、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、環境省において、令和2年の大気汚染防止法改正を踏まえ、解体現場等での漏えい監視等に運用可能な測定方法や測定機器の現場での使用の効果等を検証するとともに、災害時におけるアスベストモニタリング方法について追記した、標記マニュアルの改訂が行われましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

なお、当該マニュアルにつきましては、環境省のホームページにおいて公表されています。

【改訂の要旨】

(1) 迅速測定法における捕集条件の見直し

「アスベスト迅速測定法」として、迅速な測定を可能とするため、吸引流量、捕集時間及び捕集空気量の設定範囲を見直した。

(2) 可搬型蛍光顕微鏡法のスクリーニング法としての位置付け

可搬型蛍光顕微鏡法について、可搬型蛍光顕微鏡法を解体現場等の漏えい監視や災害時の環境モニタリングのスクリーニング法として位置付けた。

(3) 「災害時における環境モニタリングのための測定方法」の追加

第4部「災害時における環境モニタリングのための測定方法」を新設し、災害時のアスベストモニタリングに関する記載を追加した。

【環境省ホームページ掲載先】

<http://www.env.go.jp/press/110784.html>

担当  
環境政策課大気・環境評価係 西田  
Tel 089-912-2347  
Fax 089-912-2344

